

順序	発 言 者		答弁を求める者	
	氏 名	会 派 名	市 長	教 育 長
6	大 園 た つ や	日 本 共 産 党	関 係 局 長	

発言の要旨

<p>1 放課後等デイサービスの一部有料化について</p> <p>(1) 事業費と利用動向の令和6年度末見込みと7年度予算案について</p> <p>①障害児通所支援事業費のそれぞれの内訳（国・県・市）</p> <p>②利用者独自助成について</p> <p>ア. 事業費とそれぞれの内訳</p> <p>イ. 延べ利用者数のそれぞれの内訳</p> <p>ウ. 鹿児島市障害者自立支援協議会子ども部会への提出資料「本市の現状・今後の見込み」との比較</p> <p>③一部有料化に当たってお金（財源）以外の理由は何か</p> <p>④一部有料化における影響について</p> <p>ア. 負担増による療育控えについての認識</p> <p>イ. 療育控えによる二次障害・三次障害を防止する対応</p> <p>(2) 放課後等デイサービスと児童クラブ等の他施策との違いについて</p> <p>①放課後等デイサービスを利用するための要件等について</p> <p>ア. 利用するための要件と審査</p> <p>イ. 申請時における添付書類（医師意見書等）による内訳</p> <p>ウ. 学校からの意見書の作成過程と専門性の確保</p> <p>エ. 通所受給者証所持者数と対象年齢の子ども（未就学児・小・中・高）に占める割合</p> <p>②文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（小・中学校）について</p> <p>ア. 「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされる児童生徒数の割合</p> <p>イ. 「学習面・各行動面で著しい困難を示す」とされた内容と児童生徒数の割合</p> <p>③「必要のない子どもが利用している」、「児童クラブ代わりに利用している」などの声があるが実態は。またその要因</p> <p>④障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意について</p> <p>ア. 基本合意・骨格提言と定期協議の意義</p> <p>イ. 基本合意の新法制定に当たっての論点における障害児の収入認定の考え方と現在の要望状況及び国の対応</p> <p>ウ. 本市の独自助成は基本合意を実現している先進的な取組と考えるが当局の見解</p> <p>⑤そもそも成り立ちや役割の違う他施策と比較して評価する・されることへの当局の思い</p>

(3) 放課後等デイサービスの質の確保について

- ①子ども部会での意見・論点
- ②児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表及び届出について
 - ア. 目的と対象
 - イ. 提出事業所数と全事業所数に占める割合
 - ウ. 支援プログラム未公表減算の内容
 - エ. 支援プログラムの特徴と期待される効果及び本市の対応
- ③質の確保に対する国の7年度の取組
- ④本市独自のガイドラインの必要性についての見解

(4) 障がい福祉に係る各種計画との整合性及び子ども部会への対応について

- ①第五次鹿児島市障害者計画及び障害児福祉計画第3期計画における独自助成に係る方針
- ②現行制度の負担増を図り、利用を抑制することとの整合性についての見解
- ③計画途中の7年度から見直しを実施しなければならない必要性についての見解
- ④子ども部会への対応について
 - ア. 第14回子ども部会（6年1月17日）において委員から「自己負担の見直しの議論は9月、10月くらいに一定の結論がでるとの話なので、その前に開催できればと思う」、「原案ができる6月くらい、もう半年後には開いていただきたい」との要望があったにもかかわらず開かなかった理由
 - イ. 「議会優先ではあるが、署名団体や子ども部会には議会前に内容を示したい」と議会に相談したことがあるのか
 - ウ. 第16回子ども部会（7年1月24日）で「事前に集約した意見」とはいつ、どのような形で委員に要請したのか。また全委員から意見が出されたのか
 - エ. 自立支援協議会の事務局として、また市長に責任をもって対応するよう指示された担当部局としてこのような進め方が責任ある対応なのか。見解

(5) 他自治体の取組（東京23区、鹿児島県内自治体）

(6) 市民団体などの当事者との意見交換や子ども部会での協議の継続を踏まえて重大な見直しへの議論が不十分と考えるが当局の見解

(7) 放課後等デイサービスの一部有料化はやめるべき。見解

2 人工島（マリンポートかごしま）関連負担金について

- (1) 令和7年度の事業内容とこの時期の提案となった理由
- (2) 今回の事業費と累計事業費の内訳（国・県・市）
- (3) 財源と償還の要件及び市債の累計
- (4) 旅客ターミナルの整備の見通し
- (5) 執行残などの不用額は本市に返金されるのか

3 吉野地域のまちづくりについて

- (1) 県道鹿児島吉田線ののり面崩落を防ぐ対応について
 - ①これまでののり面崩落の経過
 - ②要因の1つであるイノシシ被害へのこれまでの対応と今後の対策
 - ③県の令和7年度予算案と今後の対応

(2) あいばす・循環バスの減便について

- ① 吉野地域におけるあいばす・循環バスの減便の内容と要因
- ② 利用状況と減便による影響
- ③ 吉野地域での懇話会で見てきた課題と検討状況
- ④ ニーズを踏まえると運休を日曜日ではなく月曜日にする対応はできないか